

「^ここ^せ金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例（案）」概要

○環境条例制定へ向けてのこれまでの経過と今後の予定

平成 29 年 3 月	村議会で環境保全条例（仮称）の制定を求める請願が採択
平成 29 年 7 月	環境条例等制定プロジェクトチームを立ち上げ
平成 29 年 11 月	第 1 回環境条例策定ワークショップ
平成 29 年 12 月	第 2 回環境条例策定ワークショップ
平成 30 年 1 月	第 1 回環境条例検討委員会
平成 30 年 2 月	第 2 回環境条例検討委員会
平成 30 年 3 月	第 3 回環境条例策定ワークショップ
平成 30 年 4 月	第 3 回環境条例検討委員会
平成 30 年 6 月	第 4 回環境条例検討委員会
平成 30 年 7 月	パブリックコメント
平成 30 年 7 月	住民説明会（16 日開催予定）
平成 30 年 8 月	第 5 回環境条例検討委員会（予定）
平成 30 年 9 月	村議会へ条例案を上程（予定）

^ここ^せ金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例構成（案）

章	条	規定内容等
前文		・千早赤阪村の環境や問題、参画と協働の考え方を記載。
第 1 章 総則	第 1 条 目的	・環境の保全及び創造についての基本理念、村、村民等及び事業者の責務、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を設定。
	第 2 条 定義	・村民等、事業者、環境への負荷、公害、地球環境保全について定義。
	第 3 条 基本理念	・村民等が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全な環境を享受する権利、次世代への継承 ・環境への負荷の低減、持続的発展が可能な地域社会の構築 ・全ての者の参画と協働による取組み ・地球環境保全の為の事業活動及び日常生活上の環境負荷の低減
	第 4 条 村の責務	・環境の保全及び創造に関する施策の実施 ・村民等及び事業者との連携及び協力体制の構築 ・環境保全上の支障に対する処理
	第 5 条 村民等の責務	・日常生活における環境への配慮 ・環境の保全及び創造への自助努力、村が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力
	第 6 条 事業者の責務	・事業活動に伴って生ずる公害及び生活環境の保全上の支障を防止するための措置 ・環境の保全及び創造への自助努力、村が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力

		<ul style="list-style-type: none"> ・苦情が発生した場合の対応
第2章 参画と協働による 環境の保全及び創造 のための施策	第7条 村民等の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・村民等の意見の反映 ・村民等からの意見募集 ・村民等の村への提案
	第8条 通報	<ul style="list-style-type: none"> ・村民等による通報 ・通報に対する村の対応
	第9条 環境教育及び環境学習の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育及び学習の推進、広報活動の充実
	第10条 村民等及び事業者の自発 的な活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・村民等及び事業者の自発的な活動の促進
	第11条 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供
第3章 生活環境の保全	第12条 公害等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した公害防止協定の締結等の措置 ・公害等の防止
	第13条 環境影響評価への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・府知事から意見を求められた場合の対応
	第14条 説明会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者への説明会等の開催の要請 ・要請を受けた特定事業者の説明会等の開催 ・周辺住民等の意見の申出 ・提出された意見を尊重した事業の施行 ・紛争のあつせん
	第15条 村外で実施される特定事 業への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・村の区域外で特定事業を行う場合の説明会等の開催の要請
	第16条 公害等に係る苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・公害等に係る苦情の処理
	第17条 広域的公害防止施策	<ul style="list-style-type: none"> ・他の関係行政機関と連携を密にした施策の実施 ・他の関係行政機関への必要な措置の要請
	第18条 土地等の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・土地等の適正な管理 ・物置場及び建設資材置場の適正な管理
	第19条 立入調査	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査
	第20条 指導及び勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・指導及び勧告
	第21条 公共の場所等の清潔保持	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、河川その他公共の場所の清潔保持
	第22条 不法投棄等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の禁止 ・土地所有者の防止対策 ・村の防止対策 ・村民等、事業者及び土地所有者への意識啓発 ・村民等の協力
	第23条 飼い犬等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬等のふん尿等の適正処理 ・死亡又は不用となった場合の適正な措置
第4章 自然環境の保全	第24条 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、回復及び生物多様性の確保 ・生態系等の保全

	第 25 条 山林及び農地の保全の推進及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益的機能を鑑みた山林や農地の保全 ・ 所有者の適正な管理 ・ 村民等の協力
第 5 章 歴史的及び文化的環境の保全	第 26 条 歴史的及び文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的文化的環境の保全 ・ 歴史的文化遺産等の保存・継承・発展
第 6 章 地球環境の保全	第 27 条 地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境の保全 ・ 村と村民等の協働しての取組
第 7 章 雑則	第 28 条 委任	
附則	施行期日	—

